

議案第 105 号

三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

三次市長 福岡 誠志

三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例（案）

三次市教育奨学基金貸付条例（平成 16 年三次市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 号中「高等学校等」の次に「及び大学院」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。